

○ 湖南衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和37年 6 月11日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び効果に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者は、法第28条第 1 項第 2 号の規定により、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定により、職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは、免職又は休職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内（法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内）において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）がその復職の日から起算して 1 年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職の期間は、当該復職前の休職の期間を通算する。この場合において、当該復職前の休職の期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日（更新が 2 回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職の期間を通算するものとする。

3 任命権者は、第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(令元条例 5 ・ 一部改正)

第 4 条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職者には、休職の期間中は特別の定めがある場合を除くほか、いか

なる給与又は報酬も支給しない。

（令元条例５・一部改正）

（この条例に関し必要な事項）

第５条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和４０年６月３０日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４０年５月１日から適用する。

付 則（令和元年１１月２７日条例第５号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。